

安倍内閣総理大臣 殿

日本維新の会

代表 松井 一郎

共同代表 片山虎之助



大阪府北部を震源とする地震への
対応に関する緊急提言

平成 30 年 7 月 18 日

提言の趣旨

平成 30 年 6 月 18 日 7 時 58 分頃に発生した大阪府北部を震源とする最大震度 6 弱の地震によって、死者 4 名、負傷者 300 名を超える甚大な被害が発生しました。

今後、大阪府では南海トラフ巨大地震や上町断層地震等が近い将来高い確率で発生することが予測されており、今回の教訓を活かし、犠牲者ゼロに向けた、ハード・ソフト両面での対策を早急に再点検していかなければなりません。

特に今回の地震では、ライフラインや公共交通機関の復旧の遅れや帰宅困難者の発生等、大都市特有の事象が生じており、様々な課題が浮き彫りになったことから、これらの課題を総点検し、災害に強い都市の確立に向けて、政府においても実効性の高い取組みをしっかりと推進していくことが必要です。

私ども日本維新の会の提言を真摯に受け止めていただき、政府が大阪府北部を震源とする地震での教訓を踏まえ、早急、着実な対策を推進していただこうことを期待します。

提言の概要

1. 帰宅困難者対策等について
2. 的確な災害情報連絡等に向けて
3. 都市インフラ等にかかる耐震対策
4. 一部損壊に対する支援の見直し

1. 帰宅困難者対策等について

大規模地震発生時において帰宅困難者等の発生を抑制することができ
るよう、自治体と鉄道事業者等の交通機関などとの連携体制を強化し、
企業や通勤者等に対し、鉄道の運休・再開情報など、帰宅しようとする
方が必要な情報を速やかに伝達する仕組みの構築を求める。

また、通勤や帰宅中に災害が発生した場合、最寄りの避難所等で必要な
情報を入手し、落ち着いた行動をとることで、混乱が回避できるよう、
拠点間における情報共有体制の構築が必要である。また、発災後の渋滞
を回避するために、特定車両以外の幹線道路への流入を禁止するような、
強制力のあるシステムを構築するなど、地震渋滞を防止するための具体
的な対策が求められている。タクシーや貸切バスに不特定多数の乗客が
乗り合わせて運行することは道路運送車両法上禁止されているが、一定
規模以上の地震が発生した場合など緊急時における相乗り許可等につい
て、運用の緩和等に向けた検討を進めていただきたい。

2. 的確な災害情報連絡等に向けて

大規模災害が発生した場合、被害状況の迅速、的確な把握が重要であるが、道路の寸断や建物の倒壊によって人が立ち入れないような地域では、地上からの目視に限界があることから、ドローンを活用した被害状況の把握に向け、業界団体等との連携協力体制の構築が必要と考える。

また、被災時においては、通信環境の不具合と相まり、連絡体制が機能しづらくなることから、被災者が求める必要な情報が届かないケースが多くみられる。

災害時においても機能する連絡体制を確保するとともに、ホームページやSNSなど多様な媒体を活用することで広範囲に確実に情報が伝達される仕組みが必要である。

また、発災時に災害弱者を意識した防災対策の見直しとして、確実な要支援者支援に向けた取組の強化や、インバウンドに対する多言語での情報提供等について速やかな検討と対策を進めていただきたい。

3. 建築物や設備、都市インフラ等にかかる耐震対策

今回の震災では、倒壊したブロック塀の下敷きで 2 名の方が犠牲になつており、うち 1 名は市立小学校の違法建築に起因する人災であったことから、ブロック塀の高さ基準等について、厳格な運用を求めるとともに、規制強化前に建てられた建築基準法違反のブロック塀にかかる遡及適用のための支援措置や、耐震対策等への支援が必要と考える。

その他、公共施設の老朽化した水道管などのライフラインの破損や、病院の非常用電源の不全、鉄道の橋脚や線路、モノレール等において地震に対する弱さが目立ったほか、地震時管制運転装置が導入されていないエレベーター等での閉じ込め事故が多数発生したことから、これらの改修補助等に対する予算措置等を講じていただきたい。

4. 一部損壊に対する支援の見直し

今回、大阪府北部を中心に広範囲にわたって建物などの被害をもたらしたが、全壊や半壊に至るケースは少なく、被害を受けた住宅の大半が一部損壊と報告されている。被災者生活再建支援法では、一部損壊は公的資金による救済対象となっていないが、余震の断続的発生に伴って被害が拡大していく可能性もある。災害に強いまちづくりを進めていくためにも、補修工事等に対する支援のあり方について見直していただきたい。

